

1分で分かる土壤汚染対策法の改正内容



法規・条例

DOWA エコシステム株式会社
「ジオテックジャーナル.jp」

2009地球環境保護 土壌・地下水浄化技術展 展示パネル

法の適用条件が増えます

其の一：3,000m²を超える土地の改変時

其の二：自主調査で確認された土壤汚染を行政に届け出た場合

日本全土が法の対象？ 法って何を規制してるの？
—その答えは パネル③ をご覧ください。

健康被害のおそれに応じて、知事が措置内容を指示します

其の一：健康被害のおそれあり…要措置区域

其の二：健康被害のおそれなし…形質変更時要届出区域

掘削除去以外の低コストな対策が標準になってくる？
—その答えは パネル④⑤ をご覧ください。

汚染土壤の適正な場外搬出について、ルールが厳格化されました

其の一：運搬時のルール（混合禁止、飛散防止対策、土壤管理票）

其の二：汚染土壤の浄化処理業の許可制度

其の三：健全土の確認（25物質の分析）

今までのやり方じゃ、コンプライアンス違反？
—その答えは パネル⑥ をご覧ください。

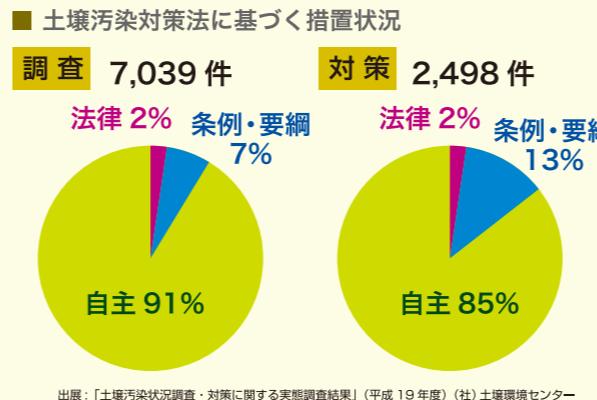
2 改正の背景と概要

背景（現状と問題点）

（1）法に基づかない土壤汚染の発見の増加

其の一：自主調査で土壤汚染が判明する率が高い。

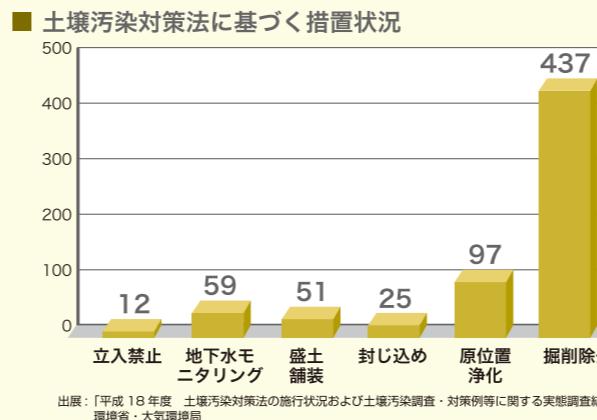
其の二：行政による土壤汚染の情報把握が不十分で、適正管理に不安がある。



（2）掘削除去措置の偏重

其の一：土地所有者等の過剰負担が発生。

其の二：CO₂ の排出が多い。



改正の概要

ポイント	改 正 内 容
① 行政による把握と情報管理	・調査契機の拡大（一定規模以上の土地改変時） ・自主調査で判明した土壤汚染の行政による把握（申請による区域の指定）
② 挖削除去以外の対策促進	・区域の指定と分類、指示措置（汚染の暴露リスクに応じる）
③ 適正処理の確保	・搬出する汚染土壤の取り扱いに関する厳格化 ・土壤管理票使用によるトレーサビリティ確保 ・汚染土壤処理業の許可制新設（更新制度）

3 旧法との比較

規制の対象

- 【旧法】
① 水質汚濁防止法の特定施設廃止時
② 人の健康被害のおそれがある場合

- 【改正法】
① 水質汚濁防止法の特定施設廃止時
② 人の健康被害のおそれがある場合
③ 3,000m²を超える土地改変時
④ 自主調査で確認された汚染を行政に届け出た場合

変更なし

区域の指定

- 【旧法】 基準を超過した範囲が指定区域となり、台帳に載せられる

- 【改正法】 基準を超過した場合、健康被害のおそれを知事が判断し、区域を分類し、指定する

措置の内容

- 【旧法】 事業者が原則となる措置を参考に措置内容を決定

- 【改正法】 事業者が措置内容を決定することはできるものの、原則となる措置を知事が指示する

運搬の方法

- 【旧法】 特になし

- 【改正法】 運搬中の汚染土壤が飛散や他の土壤と混合するがないような対策が必要となる

浄化の方法

- 【旧法】 浄化施設の認定

- 【改正法】 汚染土壤処理業としての許可制度

改正後の土壤汚染対策法のフロー

